

公募型プロポーザルの執行について

隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計業務に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

平成 29 年 11 月 29 日

隠岐の島町長 池田 高世偉



1. 業務名 隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計業務
2. 業務内容 基本設計及び実施設計 1.0 式

※詳細は、隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計
プロポーザル実施要領及び隠岐ユネスコ世界ジオパーク
中核・拠点施設設計業務特記仕様書による。

3. 履行期間 平成 30 年 10 月 31 日を予定している。

4. 参加資格

参加者の資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。なお、設計共同企業体である場合はその構成員も同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 隠岐の島町測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱（平成 20 年告示第 8 号）第 5 条に規定する有資格者名簿に登録された者であること。
- (3) 技術提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

- (6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録されたものであること。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前 3 号と同視し得る資本関係又は人的関係

5. 参加の条件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な資格は、次のとおりとする。なお、設計共同企業体でも参加することができる。

共同企業体で参加する場合は、代表構成員が次の資格要件の全てに該当すること。

- (1) 島根県内に本社を有する者であること。
- (2) 管理技術者及び建築担当主任技術者は、参加者の組織に所属していること。
- (3) 管理技術者及び各担当主任技術者はそれぞれ 1 名であること。
- (4) 管理技術者は各担当主任技術者を兼任していないこと。また、建築担当主任技術者が他の分担業務分野の担当主任技術者を兼任しないこと。
- (5) 主たる分担業務分野（建築分野）を再委託しないこと。
- (6) 建築分野以外の担当主任技術者は協力会社のものであっても良いが、他参加者の担当主任技術者と重複しないこと。
- (7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタントが、当該年度の隠岐の島町入札参加資格を有している者である場合、指名停止期間中でないこと。

6. 参加に対する制限

- (1) 参加者が提出できる参加表明書及び技術提案書はそれぞれ 1 点のみとする。
- (2) 提出された参加表明書及び技術提案書の差し替え、追加、削除等は原則認めない。
- (3) 所属事務所に協力事務所を加えることができますが、その協力事務所は、他の参加者の所属事務所と重複することはできない。
- (4) 設計共同企業体においては、代表構成員と構成員への同時参加表明は不可とする。
- (5) 設計共同企業体の代表構成員及び構成員は、他の参加者の協力事務所となることはできないものとする。

- (6) 審査委員会の委員が大学等に所属する場合において、その大学等に現に所属するものが在職している企業（設計共同企業体の代表構成員及び構成員を含む。）は、参加できないものとする。
- (7) その他、審査委員会の委員と実質的な関わりが深いと認められる者が在職している企業（設計共同企業体の代表構成員及び構成員を含む。）は、参加できないものとする。

7. 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合、失格となるとともに、指名停止を行うことがある。
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に 5.参加資格の第 1 号の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

8. 事務局

隠岐の島町 観光課

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 1 番地

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8575

E-mail : kankou@town.okinoshima.shimane.jp

9. 評価基準及び評価方法

(1) 審査委員会

参加表明書、技術提案書の審査、評価及び最も優れた技術提案書の特定は隠岐の島町ジオパーク中核施設設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び技術提案書提出者が 1 名のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 第一次審査（客観的評価）

提出された参加表明書等を審査委員会にて審査し、二次審査の技術提案書提出要請者を選考する。一次審査の結果は参加表明書を提出した全ての者に

対して電子メール及び書面にて通知する。

(3)第二次審査（主観的評価）

提出された技術提案書等について審査し、二次審査（ヒアリング）参加要請者を4名以内で選考する。

二次審査（主観的評価）の結果は、技術提案書を提出した全ての者に対して電子メール及び書面にて通知する。

(4) 第二次審査（ヒアリング）

提出された技術提案書等をもとにプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、第二次審査での得点に第一次審査の得点を加算し、最優秀提案者1名及び優秀提案者1名を選考する。

(5)評価基準

審査項目及び審査基準については「隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計プロポーザル実施要領」及び「隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計プロポーザル評価要領」に示す。

10. 実施要領の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできます。

また、希望者には事務局にて、電子データを交付します。

(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

11. 参加表明書等の提出

(1)提出期限 平成29年12月12日(火) 午後5時（必着）

(2)提出先 事務局

(3)提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）

(4)提出書類及び提出部数

「隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計プロポーザル実施要領」による。

12. 技術提案書等の提出

(1)提出期限 平成30年1月23日(火)午後5時（必着）

(2)提出先 事務局

(3)提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）とし、併せて電子データを収録したCDも提出すること。

(4)提出書類及び提出部数

「隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計プロポーザル実施要領」による。

13. 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、二次審査以降の日程については変更する場合がある。

	項 目	日 程
一 次 審 査	募集の公告（実施要領等の配布）	H29.11.29(水)
	参加表明書の受付期間	H29.11.29(水)～H29.12.12(火)午後 5 時
	参加表明書等に関する質問書受付期間	H29.11.29(水)～H29.12.7(木) 午後 5 時
	参加表明書等に関する質問書の回答期限	H29.12.8(金)
	一次審査結果発表（通知）	H29.12.18(月)
二 次 審 査	技術提案書提出期間	H29.12.18(月)～H30.1.23(火) 午後 5 時
	技術提案書等に関する質問書受付期間	H29.12.18(月)～H30.1.18(木) 午後 5 時
	技術提案書等に関する質問書の回答期限	H30.1.19(金)
	二次審査（主観的評価）	H30.1.25(木)
	二次審査（ヒアリング）参加者発表（通知）	H30.1.26(金)
	二次審査（ヒアリング）※公開とする。	H30.2.4(日) 予定
	結果の通知（発送）	H30.2.6(火)

14. その他

詳細は「隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設設計プロポーザル実施要領」による。